

等が増加し、健全な生態系の維持に懸念がある状況であり、持続的な漁業生産を実現するためにも、藻場・干潟を含む漁場環境の保全を図ることが必要がある。

そのため、海域環境に応じた手法による藻場・干潟の造成・保全を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進する。

他方、生活排水等による水産動植物の生育環境の悪化に対しては、下水道、浄化槽、集落排水施設等の整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取組んでいる。また、漂流・漂着ゴミの増加による、漁業活動への悪影響に対し、漁業関係者、NPO等が自主的に行う海浜・河川の清掃活動や植林活動の取組の促進とともに、漂流物の回収・処理、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進する。

さらに、赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進する。

(2) 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進

漁港漁場は、漁業の生産基盤であるのみならず、静穏な水域や生産性の高い環境を創出することにより、海洋生物の産卵場や仔稚の育成場としての環境の形成にも大きく寄与しており、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備が必要である。

そのため、漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進する。

特に、漁港の整備においては、その周辺の自然環境の改変を極力最小とするよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、藻場が形成され水産動植物の生息・繁殖が可能な護岸等魚介類が生息できる工法・構造を採用した漁港施設、自然環境への影響を緩和するための海浜等の整備を行うなど、周辺の自然環境に調和した漁港づくりを積極的に推進する。また、漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設等の整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去等を行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化する。

(3) 地域資源活用による漁村環境の保全・利用の推進

漁村は、漁業を営むだけでなく、良好な自然環境や景観の形成、地域の伝統文

化の継承、人々へのやすらぎ空間の提供等の多面的機能を有し、自然の大切さを学べる場でもあることから、漁村環境の保全・利用を図る必要がある。

そのため、豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図る。また、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進する。

(4) 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進

水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、水産資源の適切な保存・管理は、国連海洋法条約により沿岸国に課せられた責務でもあり、国民に対する水産物の安定供給の確保と生物多様性保全の観点からも重要である。

そのため、水産資源について調査船による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を推進する。

また、資源状況悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理については、我が国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制(IUU)漁業の排除の取組みに努める。さらに、鯨類資源についても、科学的研究に基づく保存と持続的利用を国際的に確立させるよう努める。

一方、サメ・海鳥・ウミガメの混獲や深海の生物多様性への漁業影響を理由にしたマグロ延縄漁業や公海トロール漁業に対する否定的な国際世論がある。

例えば生物多様性条約における海洋保護区の設置の動きやワシントン条約における国際取引の規制下で海洋生物資源を管理しようとする動きである。

そのため、資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やトリポール、ネムリ針等の混獲回避に向けた取組を進めるとともに、漁業活動による海洋生物多様性の保全と持続的利用が可能したことなどを科学的に示し、適切な国際世論の形成を図る。

(5) 資源管理の一層の推進とポスト資源回復計画の導入

近年、水産資源の多くが低水準で生物多様性が損われており、資源管理の強化と減少した資源の回復が必要である。

そのため、平成9年からは主要な魚種に対して漁獲可能量(TAC)を設定し、平成14年からは、緊急に資源回復が必要な魚種やそれらを対象とした漁業種類

を対象として減船・休漁の漁獲努力量削減や、種苗放流、漁場環境改善の取組を総合的に推進する政策として資源回復計画を引き続き推進するとともに、回復目標を達成した資源に対して、その水準の維持安定及び合理的な利用について、関係者の共通認識の下に計画的に推進する「ポスト資源回復計画」の導入を進める。

他方、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、漁業者の取組を促進する。

(6) 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

近年、我が国周辺水域の水産資源は総じて低水準にあり、種苗放流や養殖漁業等の資源増殖施策を展開することにより、資源を回復、増加させが必要である。

そのため、放流計画の策定、種苗の生産、放流等に当たっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響等に配慮するなど、環境・生態系と調和した増殖を推進する。

また、養殖漁業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進する。また、炭素や窒素等の安定的物質循環を可能とするための魚類・貝類養殖と藻類養殖を組み合わせた複合養殖技術の確立を図るほか、低環境負荷飼料の開発を推進する。

さけ・ます増殖事業についても、さけ・ます資源の維持とその持続的利用を図るため、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進する。

さらに、河川・湖沼等の内水面は、漁業・養殖業の生産の場として国民に魚介類を供給しているほか、釣りやアウトドアなどレクリエーションの場の提供を通じて自然とのふれあいの機会を創出するなど国民生活にとって欠かせないものとなっている。しかしながら、近年、水産動植物の生息生育環境の悪化に加え、ブラックバスなど外来魚、カワウによる食害やアユ冷水病の蔓延により内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は厳しい状況にある。これらの問題に対応する上でも、内水面の生物多様性保全をなお一層図ることが重要である。

そのため、漁場の耕うんや水田・用水路の活用などによる水産動植物の生息生育環境の改善を図るとともに、生物多様性保全の観点を含めた広域的な視点に立

って、外來魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除や、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病等に対する疾病対策を推進する。また、産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進する。

(7) 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性保全の推進

野生水生生物の存在する生態系の維持を含め海洋等の環境を良好に保全していくことは、漁業の健全な発展を図る上からも極めて重要である。

そのため、野生水生生物の保護を通して健全な生態系の維持を図る観点から希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、保全・管理手法の開発を行う。

また、サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図る。

(8) 野生生物による漁業被害防止対策の推進

漁業生産に大きな被害を与える大型クラゲ等の野生生物の大量発生は、海洋汚染や水産資源の乱獲等による生物生息環境の変化等が原因との指摘もなされている。また、外來魚・カワウによる食害被害を含め、生態系のバランスが崩れ生物多様性を減少させることが懸念されている。

そのため、環境の変化等による漁業への悪影響を回避し、生物多様性保全を念頭に外來魚やカワウの食害防止に向けた効果的な駆除等の適切な対策を講じる。

また、希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっても、生物多様性を配慮しつつ、その来遊頭数等の科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進する。

さらに、鯨類等の大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、その影響緩和の取組を推進する。

V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

「森は海の恋人」と呼ばれるように、森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能等を有するとともに、栄養塩類等を、里地里山や田園地域を流れる川を通じて、海へ供給し、里海の生きものである海藻や植物プランクトンを育てるなど、生物多様性に寄与している。また、田園地域・里地里山における生産活動も農業

・肥料を適切に使用することにより、里海などの生物多様性への影響を低減することが可能である。このように、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、森・川・海の生態系全体を通じた生物多様性保全を行う必要がある。

そのため、田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者等による広葉樹等の植林活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のための森林整備など、森・川・海の生物多様性保全の取組を積極的に推進する。

VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

我が国は、農耕の開始以来、多様な環境に適した多様な地域在来の栽培植物を開発し、食料を確保してきた。現在でも、多様な生物資源を食料、医薬品、燃料などの資源として利用しながら、国民の生活は成り立っている。しかしながら、世界的に見れば、気候変動や開発行為による環境悪化、熱帯雨林の急速な減少、砂漠化の進行により、多様な遺伝資源が減少、滅失の危険にある。

これらの遺伝資源は、病害虫抵抗性や温暖化に対応した新たな品種の開発に必須のものであり、近年、バイオテクノロジー等科学技術の進展に伴い、遺伝資源の利用は、食料・環境・エネルギー問題の解決に貢献するものと期待されている。

このような貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを持続的に利用していくことが国際的にも重要である。また、生物多様性条約の発効により、遺伝資源の原産国の主権的権利が認められ、遺伝資源原産国以外による遺伝資源の収集・利用にあたっては原産国の合意が必要となっている一方、植物遺伝資源に関する国際的な取組として、各国共通のルールドで植物遺伝資源を円滑に入手・活用できる多国間システムを構築することを目的とする「食料及び農業のための植物遺伝資源条約(平成16年6月発効)」について、我が国として対応を図る必要がある。

さらに、現在、遺伝子組換え農作物等については、国内の生物多様性等に影響を与える懸念があるため、安全性を科学的に評価し、安全性が確認されたもののみを利用している。

(1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用は、生産コストを低減した超多収作物や病害虫に強く農薬の不要な作物、エネルギー生産のための資源作物の栽培な

ど食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献することが期待されることから、有用な遺伝資源の収集・保存と持続可能な利用を促進することが必要である。

そのため、新しい品種の育成などの研究に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図るほか、植物・動物・昆虫ゲノム研究における遺伝子の機能解明とその利用技術を開発し、画期的新品種の育成や新産業の創出を図る。

また、花粉症対策、景観保全等の森林に対する要請が高まる中で、必要な優良種苗の確保を図るため、林木遺伝資源の収集・保存、林木の新品種の開発などを推進する。

さらに、農林水産業にとって有用な遺伝資源の利用については、产学研官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発等への利用を推進する。

(2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

遺伝子組換え技術の活用により、様々な問題に解決に貢献する新たな農作物の品種が開発される可能性があるが、一方で、遺伝子組換え農作物等は、野生植物との交雑等を通じて我が国の生物多様性に影響を与える可能性があり、遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保を図る必要がある。

そのため、我が国では、遺伝子組換え生物を規制する国際的な枠組みであるカルタヘナ議定書に基づき、平成16年に遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)を施行し、遺伝子組換え農作物等の品種ごとに、開発の段階に応じて安全性を科学的に評価し、密封しない状態で運搬したり野外で自生したとしても我が国の生物多様性に影響を与えないことが確認されたもののみ、栽培や流通が認められる仕組みを導入した。

また、カルタヘナ法に基づき、我が国の生物多様性への影響が未確認のものが流通しないよう、栽培用の種子等について検査を実施するなど水際での検査を実施するほか、生物多様性への影響を評価するために必要な新たな科学的知見の集積、遺伝子組換え農作物等の検査技術の開発、国民への情報提供などを実施する。さらに、万が一我が国の生物多様性への影響が未確認のものが国内で流通してしまった場合は、回収や使用中止などの命令を発出することなどにより管理の着実な実施を徹底する。

VII. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

開発途上国では、人口増加や貧困などの中で、より多くの生産と収入を得るた

め、過耕作や過放牧など資源収奪的な生産を余儀なくされた結果、土地や水などの資源が劣化し、砂漠化など地球規模の環境問題が生じており、生物多様性の悪化が懸念されている。これらの地球規模の環境問題は、国境を越えて個々の人間の生存に関わる脅威であり、国際社会が協調して対応していく必要がある。

そのため、国内外における我が国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続的利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献する。

Ⅷ. 農林水産業の生物多様性指標の開発

農林水産業が立脚する生物多様性の保全は、国民に安全で良質な農林水産物を安定的に提供するためにも必要不可欠である。

平成14年度から5年間にわたり取り組まれた「流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発」等において、新たな里山管理技術や昆蟲類の生息可能地の推定手法、瀬淵水路による魚類の生育環境維持技術など、自然と共生する視点から、農林水産業により形成された生態系を適切に管理する技術や基礎的なデータが得られ、里山林の保全・利用活動や水と生態系のネットワークなど生物多様性に配慮した関連施策に活かされているところである。

しかしながら、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行っているものの、その効果を定量的に把握することが可能な科学的根拠に基づく指標は開発されておらず、これらの農林水産関連施策を効果的に推進する上で、指標の開発が必要である。

そのため、水田、森林、藻場・干潟等にどのような生きものが生息生育しているのかを調査するとともに、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法等過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握するための科学的根拠に基づく指標や関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進する。

戦略計画2011-2020（愛知目標）（環境省仮訳）

ビジョン（展望）

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション（使命）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。

これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標1：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標2：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続

可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標4：遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標5：2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標6：2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標7：2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標8：2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標9：2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標10：2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域・海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、平衡に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標13：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標14：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16：2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標17：2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18：2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関する、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標19：2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標20：少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金动员戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源动员が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

生物多様性基本法の概要

前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的・社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携

年次報告

白書の作成

生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

生物多様性の保全にかかる法律の施行状況の検討

この法律の目的を達成するため、生物多様性の保全に係る法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

生物多様性保全活動促進法の概要

趣旨・背景

- ◆ 地域における生物多様性が深刻な危機に直面
 - ・希少な野生動植物の減少
 - ・二次的自然(里地里山など)の手入れ不足
 - ・外来種の侵入による生態系の搅乱
- ◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要
 - ・自然的・社会的状況は地域によって様々
- ◆ 社会的要請の拡大
 - ・生物多様性基本法の制定(平成20年)
 - ・生物多様性条約COP10の開催



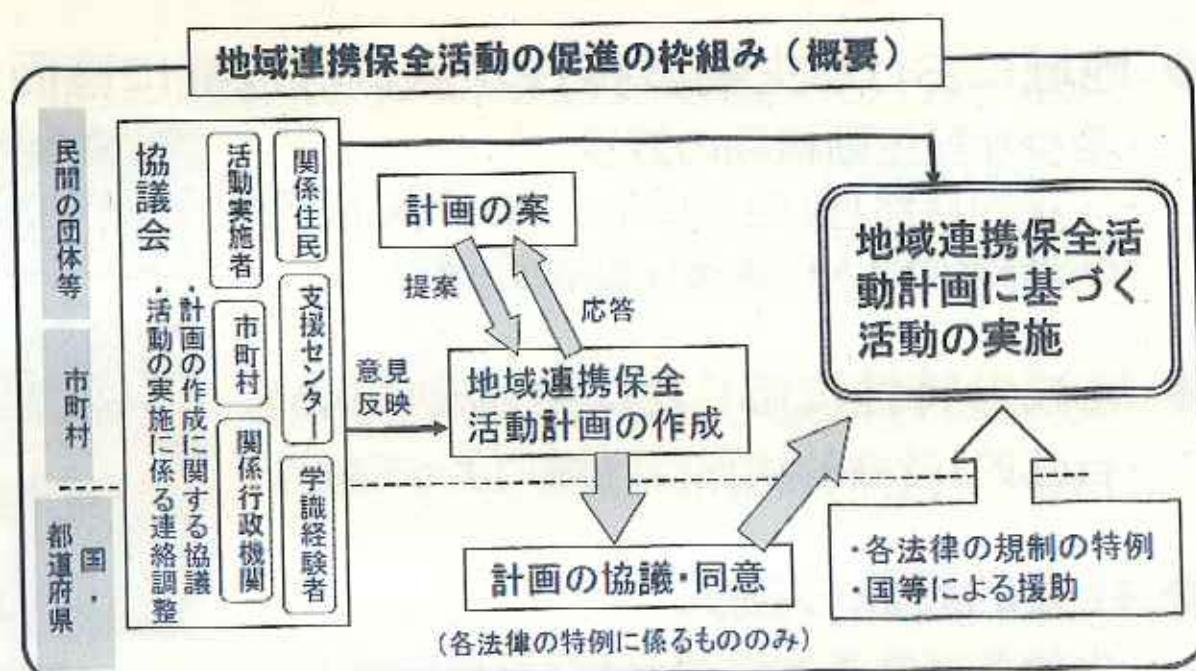
制度の概要

◆ 基本方針の策定

環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO等による計画の案の作成についての提案
- ・地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護法、森林法及び都市緑地法に基づく一定の許可等を受けなくてもよいとする特例措置（特例の対象となる行為は、参考資料1を参照）
(計画作成段階での環境大臣又は都道府県知事への協議・同意)



◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

関係者(活動実施者、土地所有者、企業等)間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地(国立公園等)を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のための意見の聴取

◆ 地域連携保全活動に対する国等の援助

国及び地方公共団体による、地域連携保全活動に対する援助

◆ 所有者不明地に関する施策の検討

土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方の検討・必要な措置の実施

◆ 施行期日

法律の公布の日(平成22年12月10日)から起算して1年以内(基本方針に係る規定については公布の日)

地域連携保全活動計画の区域の設定イメージ

○○地域連携保全活動計画（A町）

目標：里地里山の維持管理

- 活動：
- ・竹林の伐採
 - ・冬期湛水
 - ・シカの侵入防止柵の設置



△△地域連携保全活動計画（B村）

目標：希少種（鳥類）の保護増殖

- 活動：
- ・生息状況調査
 - ・餌場となる水辺の整備



生息状況調査

餌場となる
水辺の整備

食害防止柵の設置

竹林の
伐採

冬期湛水

都市公園
における植栽

ビオトープ
の創出

河川における
外来種の防除



複数の市町村が共同して
作成することもある。

□□地域連携保全活動計画（C市）

目標：都市の生物多様性の保全

- 活動：
- ・ビオトープの創出
 - ・河川における外来種（魚類）
の防除
 - ・都市公園における植栽



卷之二十一 水原の御西の所持物と金引地紙類

(説書) 順其道而生學則知其人
— 道學也者在「順其道」而「生學」。順其
道者天理也。生學者人情也。順其
道者天理也。人情者人情也。
順其道而生學。

(説書) 順其道而生學則知其人。

順其道者天理也。人情者人情也。

順其道者天理也。

人情者人情也。

順其道者天理也。人情者人情也。

生物多様性保全活動のイメージ

里地里山

- ・森林の間伐、下草刈り
- ・竹林の伐採、雜木林での落ち葉かき
- ・湿地などでのヨシ刈り、葦木の伐採
- ・ボランティアによる植林
- ・希少種（ギフチョウやゲンゴロウなど）の生息環境を保全するための活動
(森林の管理、食草の保全、外来種の防除)
- ・鳥獣被害対策
- ・隠れ場となる藪の刈り払い、侵入防止柵の設置、鳥獣の個体数調査など
- ・動植物の生育・生息状況調査
- ・環境教育活動、自然観察会など



河川・海

- ・希少な魚類の生息環境を保全するための活動
(魚道の設置、外来種の防除、草刈り、清掃、浚渫など)
- ・海岸や干潟を利用する生物（ミクダやカブトムツなど）の生息環境を保全するための活動
・養殖・干潟の保全活動
- ・サンゴを捕食するオニヒトテの防除
- ・動植物の生育・生息状況調査



奥山地域

- ・希少種の生育・生息状況調査
- ・希少種の保護増殖を図るために活動
(希少植物の播種、梱箱の設置など)
- ・市民団体による森づくり
- ・自然観察会、バトロールなど



田園地域

- ・田んぼなどにおける希少種（鳥類など）の飼育場となる水辺の整備
- ・動植物の生育・生息状況調査
- ・冬水たんぼ
- ・城・無農薬などによる米づくり
- ・生物に配慮した用水路づくり
- ・生物による水路の整備



都市

- ・都市内の緑地の管理
- ・ビオトープの創出
- ・鳥などの調査
- ・環境教育活動、自然観察会
- ・市民と協働した緑地に関する計画づくり
- ・外来種の防除
- ・市民による花壇づくり
- ・都市公園での自然観察会



農業の生物多様性に関する COP10 の決議

「農業の生物多様性」(2010 年 10 月 29 日決議) (抄)

Agricultural Biodiversity (Advance Unedited Text)

(締約国会議は)

1. 農業の生物多様性が、2009 年の食料安全保障に関する世界サミットにおけるローマ宣言で認識されたように、特に、気候変動に晒され、自然資源が限られた状況の中で、食料の安全保障や栄養補給の点において重要であることを認識する。
18. 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」(1971 年、イラン・ラムサール)第 10 回締約国会議の「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」を主題とする決議 X. 31(水田決議)が、とりわけ、世界中の 114 カ国で米が栽培されていること、水田(米を栽培するために水を張り灌漑した耕地)が何世紀にも亘り広大な面積の水面を供給し、水田生態系を維持させるために重要な米と関連した高いレベルの生物多様性を、他の多くの生態系サービスを提供していることと同様に支持していくことに留意して、これを歓迎し、ラムサール条約決議 X. 31 と農業の生物多様性に関する作業計画の実施との関連性を認識し、関係する締約国に対して、適当な場合、この決議の完全な実施を求める。
19. 農業生態系、特に、水田及びオアシスの生態系について、生物多様性の保全及び持続可能な利用のために、その重要性を認識し、国連世界食糧農業機関(FAO)に対して、その資源の範囲内で、条約事務局長及び、先住民及び地域のコミュニティーを含む関係パートナーとの協議の上、第 11 回締約国会議までに考慮できるように、締約国に対する政策に関するガイダンスをさらに支援するために、本条約及び他の関連する国際的約束に適合して、農業生態系によりもたらされる生態系サービスの評価に関する更なる研究に取り組むことを求める。

